常習賭博罪における刑の加重根拠

川田泰之

はじめに

強姦罪 は解釈論上重要な意義を有している(三)。 刑が五〇万円以下の罰金又は科料であることと比較すると、常習賭博罪は常習性を根拠として法定刑が加重されたも て法定刑が変化するにもかかわらず(表参照)、常習性について定義した総則規定は存在しないから、 強談威迫罪 おける常習犯加重処罰規定として、 のであるから、 常習として賭博をした者は三年以下の懲役に処せられる(刑法一八六条一項)。単純賭博罪 常習賭博罪はわが国の現行刑法典に規定されている唯一の常習犯加重処罰規定である。それ以外に、現行法に (同四条)、常習買収・利害誘導罪 (同二条)、常習特殊強窃盗罪 通説によれば不真正身分犯であり、 常習的傷害・暴行・脅迫・毀棄罪(暴力行為等処罰法一条の三)、常習的面会強請 (盗犯等防止法二条)、常習累犯強窃盗罪 (公職選挙法二二二条二項)を認めることができる。 その構成要件は単純賭博罪に対する加重的構成要件である(!)。 (同三条)、常習強盗傷人・強盗 (同一八五条) 常習性の 常習性の問題 有 無 の法定 によ

表 現行法における常習犯加重

	加重前	加重後
常習賭博 (刑法186条 1 項)	50万円以下の罰金又は科 料	3年以下の懲役*1
常習的傷害(暴力行為等 処罰法 1 条の 3)	15年以下の懲役又は50 万円以下の罰金	1年以上15年以下の懲役
常習的暴行(同上)	2年以下の懲役若しくは 30万円以下の罰金又は拘 留若しくは科料	3月以上5年以下の懲役
常習的脅迫(同上)	2年以下の懲役又は30 万円以下の罰金	3月以上5年以下の懲役
常習的毀棄(同上)	3年以下の懲役又は30 万円以下の罰金若しくは 科料	3月以上5年以下の懲役
常習的面会強請・強談威 迫 (同2条2項)	* 2	1年以下の懲役または 10万円以下の罰金
常習特殊窃盗(盗犯等防止法2条)	10年以下の懲役又は50 万円以下の罰金	3年以上の有期懲役
常習特殊強盗 (同上)	5年以上の有期懲役	7年以上の有期懲役
常習累犯窃盗 (同3条)	10年以下の懲役又は50 万円以下の罰金	3年以上の有期懲役
常習累犯強盗 (同上)	5年以上の有期懲役	7年以上の有期懲役
常習強盗傷人(同4条)	無期又は6年以上の懲役	無期又は10年以上の懲役
常習強盗強姦(同4条)	無期又は7年以上の懲役	無期又は10年以上の懲役
常習買収及び利害誘導 (公職選挙法 222 条 2 項)	3年以下の懲役若しくは 禁錮又は50万円以下の罰 金	5年以下の懲役又は禁錮

^{※1 185}条但書「一時の娯楽に供する物……」の適用もなく、他の罪と比較して、刑の加重の度合いが「余りにドラスティック」(安田・後掲 57 頁)である。

^{※2} 警察犯処罰令は軽犯罪法附則2項によって廃止されたから、ここにおいては常習性が処罰創設的に機能している。

上で、そこにおける刑の加重根拠について試論を提示する。 常習賭博罪をめぐる伝統的な争点は、 めとする諸問題は未解決のまま残されているから、 **焼設は目前に迫ってきた。** ところで、二〇一八年七月二〇日にIR 賭博罪をめぐる議論に変化が生じていることを踏まえて、 IRが観光および地域経済の振興に寄与することが期待される一方、依存症対策をはじ 常習性の法的性格および共犯の取扱いであった。本稿はカジノ導入を契機とし (統合型リゾート) 実施法が成立したことによって、わが国におけるカジ (常習) 賭博罪をめぐる議論は再検討を迫られていると思われる。 常習性の法的性格について若干の検討を加えた

一 累犯と常習犯

確定裁判を経た犯罪

(前犯)

に対して、その後に犯された犯罪(後犯)が広義の累犯

また、 その犯罪について常習性を有している場合を普通累犯に対して常習累犯という(三)。 広義の累犯中、一定の要件を具備することによって刑を加重されるものが狭義の累犯 前犯と後犯とが罪質を同じくする場合を特別累犯、 罪質を異にする場合を一般累犯という。 (形式的意義の累犯) さらに、 累犯者が

そしてまた、すべての常習犯が累犯というわけでもない。 為者人格に着目した概念であるとされているから、厳密には異なる概念である(四)。このことは、 したということもありうる」(五)と述べたところである。 イヤーが、「すべての累犯が常習犯というわけではない。 は犯罪の反復累行という形式的基準に基づく概念であるのに対して、後者は反復累行された犯罪行為に徴表される行 累犯と常習犯とは、 犯罪を累積的あるいは反復的に犯すという意味において同様の関係にあるが、 ある者が一度も処罰されることなく長年詐欺によって生活 ある者が何度か偶然窃盗を犯したということもありうる。 かつて M 般 的 ・ E・マ 前者

(実質的意義の累犯)

と述べ、五六条は前科が賭博によって懲役刑に処せられたものであるか否かを区別していないとして、これを肯定す ある常習者とそうでない者とが同一に処断されることは不当であることを根拠として、これを肯定する見解 せられた場合に、さらに刑法上の累犯規定の適用が認められるかということが議論となるのである。 科 両 者 ハ常習賭博ノ一部 他方、「常習犯人ニシテ本罪ニ依リ処刑セラレタル後第五十六条ノ条件ノ下ニテ更ニ賭博罪ヲ犯スモ第. 「の関係において問題となることが、常習犯に対する累犯加重の可否である。すなわち、 常習犯の特殊性を没却する嫌いがある」(も)と、常習犯加重と累犯加重とでは趣旨が異なること、 「常習犯は、 |ヲ形成スルモノニ非ス従テ其ノ常習犯ニ関シテ刑法第五六条ノ適用ヲ排除スルモノニ非ス」 (ト 常習性を要素とした特殊な累犯であるから、これに対して累犯加重をなしえないとする 常習犯として懲役に処 判例は、「賭 が

習癖が形成されていれば)常習性を認定しうる以上、肯定説が妥当であろう。 条ヲ適用スルコトナク単ニ第百八十六条第一項ヲ適用セサル可カラス何トナレハ累犯的反覆モ亦常習性 される累犯と常習犯との性格 うに累犯と常習犯とは異なる概念であり、 加重を行うことは不当であるとして否定説も主張されているが、先に引いたM・E・マイヤーの言葉が示しているよ スルニ外ナラサレハナリ」(宀と、すでに前科を常習性認定の資料として参照した以上、 に着眼したものであるが、 ――したがって多分に行為責任的な見地から の相違は軽視できないと思わ 累犯のばあいは、 前科がなくても(これまでは運良く逮捕を免れてきた初犯者であっても 一度刑を科したのにもかかわらず、 れる。 初犯者よりも強い非難が加えられるのである」(元) と説明 「常習犯はまさに行為者の常習性その 性懲りもなく、 重ねて同一前科について累犯 また罪を犯した ノ一部ヲ形成

得べきことを是認したに過ぎないもので、 の規定は第五六条所定の再犯者であるという事由に基いて、 累犯加到 重の場合には憲法三九条との関係が問題となりうるが、 前犯に対する確定判決を動かしたり、 新に犯した罪に対する法定刑を加重し、 判例は、 或は前犯に対し、 「刑法第五六条第五七条の 重 重 ねて刑罰を科す 4 刑 罰

異が生じるところではある ないであろう。 うであるならば、常習性、 用者注:憲法一四条がいうような〕理由に基く差別的処遇ではなく、特別予防及び一般予防の要請に基い 犯人毎に妥当な処置を講ずるのであるから、 ならないであろう。 であっても常習性を認定しうる以上、 る趣旨のものではない」(̄♡) と判示している。常習犯加重の場合にも、 もっとも、 また、累犯加重と憲法一四条との関係も問題となりうるが、 すなわち習癖が認められることによる取扱いの相違も、社会的身分に基づく差別とはいえ 常習性の法的性格をい (詳細次節 前犯に関する議論を再度蒸し返す、 その処遇の異ることのあるべきは当然である」(二)と判示してい かに解するかによって、 習癖の有無が問題とされる限りでは 累犯と常習犯との異同に関する理解にも差 あるいは彼を二重の危険にさらすことには 判例は、 「犯人の所罰は、 か て各犯罪各 かる 初犯者 引

常習性の法的性格

者の属性であるか、 は行為者の属性であり責任要素であるという立場を維持しているが、 常習賭博罪をめぐる伝統的な争点の一つ が唱えられている。 その議論を概観する (三三)。 違法要素であるか責任要素であるかということが争われてきたのである。 常習性の法的性格をい は常習性の法的性格である。 かに解するかによって刑の加重根拠の捉え方にも若干の差異が生じる 判例 すなわち、 通説に対しては行為責任 常習性は行為の属性であるか行為 判例 通説は、 論 0 見地等 常習性

1 判例

から、

大審院におい て 「賭博ノ 常習ナキ者カ賭博行為ヲ数次反覆シテ行フモ其反覆スル行為ニ依リ賭博ヲ為ス習癖ノ発

各別 賭博犯 は賭 事スル者ナルト否トヲ問ワス苟モ習癖トシテ賭博ヲナスニ於テハ刑法第百八十六条第一項ノ犯罪成立ス」(三、 現セサル限 を判定するための一資料とはなり得ても、必ずしも常習性を認定する際の決定的な事情とはならないのである。 われることによって成立すると解されてきた。すなわち、賭博行為を行う回数や行為者の職業等は、 テ数回 ルモノトス」(TEI)、 同 コト このような傾向は最高裁においても踏襲されている。 [博行為の単純な反復累行によって成立するものではなくて、賭博行為がそれを反復累行する習癖の発現として行 ノ意思ニ基ク賭博行為ヲ数回反覆スルコトヲ必要トスルモノニ非ス」´゚゚☆゚ と判示されていたように、 回 論 ニ賭博ヲ実行シタル場合ナルトヲ問 ノ成立ニハ 数 ヲ竢タサレトモ尚ホ主観的ニ賭博ヲ為ス習癖 ノ賭博行為ト雖モ所犯情状如何ニ依リテ或ハ普通賭博罪 ハ普通賭博罪ノ連続犯ヲ構成スルニ止マルモノトス」、「賭博行為ヲ数次反覆スルハ客観的 犯 「賭博行為ノ習癖カ改マラサル限 人力数箇 ノ賭博行為ヲ累次反覆スルコトニ依リ竟ニ賭博ヲ為ス習癖カ発現スルニ至ルヲ以テ足 !ハス同 シク常習賭博罪ヲ以テ処断スヘキモノトス」(「四)、「一定 ハ同一意思ノ発動ニ因リ賭博行為ヲ反覆シタルト箇箇 ノ成立ヲ認メ得ル時ニ於テ常習賭博罪ヲ構成スルモ すなわち、 「賭博常習者とは、 ノ連続犯タルコトアリ或ハ常習賭 賭博を反覆累行する習癖 当該習癖 博罪 二賭博 常習賭 ノ意思ヲ以 ノトス」、 コトア 0

博 実験則に反しない」(三七)、 上たといそのもの 返し賭博罪で処罰され、 ものをいうのであつて、 趣旨であつて、 77 わゆる博賭打ち又は遊人或は定職があつても専ら勝負事に耽つて、 「賭博常習者というのは賭博を反覆累行する習癖を有する者の義であつて、 が正業を有しているとしてもその一事を以て直ちにこれを賭博常習者でないとはい 必ずしも賭博を渡世とする博徒の類のみを指すものではない。 必ずしも博徒又は遊人の類のみを指称するものではない」、「比較的長くない年月の間 今又賭博罪を犯したという事実に基いて、 「刑法第一八六條第一項に所謂賭博常習者とは、 被告人に賭博の常習性があると推断することは 賭博を反覆累行する習癖のあるものをいう 半職業化したような特殊な存在をいうもの 又かかる習癖 必ずしも所論のような織業的 0 あるものである以 得 ない のであ に繰り

—75—

属性であり責任要素であると把握していることとなる(三)。 会性が顕著で、 条の常習賭博罪が同一八五条の単純賭博罪に比し、賭博常習者という身分によつて刑を加重していることは所論 の属性による刑法上の身分であるが、憲法一四条にいわゆる社会的身分と解することはできない」(三〇)と判示され おりである。そして右加重の理由は賭博を反覆する習癖にあるのであつて、 でないことは当裁判所屡次の判例とするところであつて、今なおこれを変更する必要を認めない」(ニーハ、「刑法一八六 るのである。 以上より、判例は一貫して常習性を賭博行為を反復累行する習癖と解しているから、これを行為者の 犯情が重いとされるからである。そして、賭博常習者というのは、 即ち常習賭博は単純賭博に比しその反社 賭博を反覆する習癖 ・即ち犯罪者

2_. 学説

る説 (行為定型説) 常習性の法的性格について、 であり、第二は常習性を行為者の属性であり責任要素であると解する説(行為者定型説)であり、 学説は三つに分岐している。第一は常習性を行為の属性であり違法要素であると解す

第三は常習性を行為の属性であるとともに行為者の属性でもあると解する説である。

返す 為 習賭博になるわけではなく……、また常習者の行なった数個の賭博行為が、一個の常習賭博として処罰されるのであっ 性は行為者の属性だとしているようであるが、常習者が賭博を行なえば、 ているのではない。 (一)行為定型説は、「法は『常習として』賭博をしたことを要件としており、常習者が賭博をしたことを要件とし は 『意思』の発現として具体化された『行為』が、常習犯を基礎づけることになる……。しかして、そのような『行 (集合犯)、数個の常習賭博罪になるわけではないから、妥当ではない」^(三三)、あるいは、「犯行をたえずくり 法秩序に対して重大な脅威を与えるばかりでなしに、 その意味で行為の (主観的な)属性であっても、行為者の属性ではない。 法益侵害性 常習性のあらわれでないものまですべて常 (危険性) の面でも、 最高裁判所は 非常習行為とは違っ

者は法益侵害の危険性の強靱性に刑罰加重の根拠を求めていると評価できる(三) た客観的な意味を有し、その限りで強い違法性を示すのである」(三)と主張する。 前者は法益侵害の累積的増大、

後

- 要素であると解してい 成責任論 なく責任要素 懲役刑になっているのは、そのためである。 は別論として、 行為者定型説は、 の是非は措くとして、 一般にいっそう大きい非難に値する。単純賭博罪の刑が財産刑であるのに対して、 本罪のばあいにはそれが構成要件要素にまで高められている-「常習性は、 先に述べたとおり、 人格形成の結果として犯罪傾向の強くなったものであり、 常習性は行為の属性ではなく行為者の属性であり、 判例・通説はこの立場であり、 ―である」^(三五)と主張する。 常習性を行為者の属性であり責任 また、 精神障害者のば 常習賭博罪 違法要素では 人格形 0 刑 あ が
- 比べ るが、 度が重い」(三六)と主張する。 的に類型化されている場合には……、その重い犯罪性は、行為者に対する責任非難の重さに負うことはもちろんであ 同時に、その行為の違法性の重さにも由来するであろう」、「常習犯人の犯罪行為は、非常習犯人の犯罪行為と 常習性を行為類型であるとともに行為者類型でもあるとする説は、 その習熟性の著しいことにもとづき、 犯罪を実現する可能性が高く、 「常習犯として、 その危険性が大きい 行為者性自体 いから、 が 違法性の程 構成要件

3. 検討

行為定型説と行為者定型説との対立 に主眼を置い て、 両説の是非について検討を加える。

る 改正刑法草案二五一条二項が、「罪を犯した者が、常習者であるとき」と規定していることを考慮に入れるならば 常習賭博罪の文言は確かに、 行為定型説に帰着することとなる。 「常習として」と書かれてい しかし、ここで必ず文理解釈をしなければならない理由はない る。 したがって、常習賭博罪の文言を文理解釈する

むしろ文理解釈は否定されるべきである。

- 型説は、 異ならない した場合であっても、 (二)行為定型のみによって常習性が決まるとすると、その行為定型に該当する賭博行為にたまたま 常習行為が有する法益侵害性の強靱性を強調するが、賭博行為の客観的態様は単純賭博罪と常習賭博罪とで (常習性のある者とない者とが一緒に賭け麻雀を行っても、 当該行為は常習賭博罪を構成することとなるが、それは過剰な刑罰加重であろう(三)。 見分けはつかない) 三八 回 限り関与 行為定
- 性が増加することを刑罰加 (三)行為定型説は反復累行される賭博行為を集合犯として捉え、行為責任が増加することを、 重の根拠とするから、 違法論における結果無価値論と親和的であるが^(三九)、 あるいは そのような根

拠は行為無価値論からは支持されないであろう。

- から把握しようとして、 することは違法と責任との相違を看過するものである(三)。行為定型説は、累犯と常習犯とをともに行為責任 る場合であっても、 行為者定型説に対しては、行為責任論の見地から批判が加えられているが 行為者の反規範的態度に応じて責任非難は高まるのであって、これを法益侵害説の見地から批判 両者の相違を軽視している嫌いがある。 (10) 個別的な行為責任を追及す 0
- 評価どころか三重評価の疑いすら生じるであろう。 るからであると説明されている(三)。例えば前科に着目するならば、 いう批判が加えられている。 における二重評価の禁止を明文化したドイツ刑法四六条三項がしばしば参照される。 (五)行為者定型説に立脚して常習犯につき累犯加重を承認する立場に対しては、それは二重評価であるというと ②前科を含む所定の要件を具備すればさらに累犯加重を行い、 そのような要素の存在が当該行為を可罰的なものとして、 その際、「すでに法定構成要件の要素となっている事情を考慮してはならない」と、 しかし前述したように、 ③量刑においても前科を考慮するならば、 確かに、 同じことが処罰範囲を確定する際にも考慮され 累犯と常習犯とは法的性格を異にしてい ①常習性の認定にあたって前科を考慮 ドイツにおける二重評価禁止 二重

刑

ぞれ意味が異なると考えることはできないであろうか(Em)。 う判断にとどまるのに対して、 ①~③において常に前科が考慮されるわけではないし、考慮されるとしても、 を認めることができる。実際、近時の裁判例は常習累犯窃盗事案において、当該犯罪の成否を判断する際の常習性 るから、 う形式的な判断にすぎないが、①·③は前科に限らず諸事情を総合的に勘案するものである。 (における(顕著な)常習性とを区別していると評価されている (iiii)。 ①の判断と②のそれとの間には質的な相違を認めることができる。 ③はどの程度の常習性があるかという判断であるから、①と③との間にも質的な相 さらに、②は所定の要件を具備しているか そして、①は常習性があるかない そこで参照されている そうであるならば 「前科」はそれ かとい

は する可能性が高いからである。ここで、常習累犯強窃盗は「一○年以内に三回以上、六月の懲役以上」、 に対する一般的累犯加重は断念すべきこととなるであろう。 を判断するにあたって、常習性のみならず累犯性をも考慮するのであれば、 · う解釈も不可能ではないと思われるが、多少なりとも重複して考慮している要素があるならば、 「五年以内に再度懲役」に処せられることを要件としているから、両者においては考慮している累犯性が異なると とはいっても、 盗犯等防止法三条の場合には厄介な問題が残る。なぜならば、 それは刑法五六条の累犯性の 常習 「累犯」 常習累犯強窃盗 強窃盗 刑法五六条 判 断 0) 成

盗 こととなる、 ④仮に犯罪の成否を判断する際の常習性認定を緩和するならば、 の根拠を累犯性に求める方法が考えられるが、 このような間 ⑤しかし、 すなわち顕著な常習性である、 ①二条の法定刑と三条のそれとは同一である、 題を避けるために、 通常の常習性のみによっては三条の加重根拠を説明できないから、 盗犯等防止法三条における刑 ③したがって、三条においても顕著な常習性が要求されるはずである。 その場合には、 ②二条における常習性は特定の危険な方法による強窃 同二条との関係を考慮するとき、また別 三条の常習性は通常の の加重根拠を専ら常習性に求め、 (純粋な) 結局、 常習性にとどまる 刑 そこでは累犯性を 法上 0 一の累犯 間 題が生 加

も考慮せざるを得なくなる、というものである^(三五)。

常習性であるとしても、 ないと思われる。 されるであろう(三六)。しかしそうであるとして、そこにおいて要求されている常習性が すら当然に常習者と見ていないから、二条における常習性はすこぶる進んだ深い常習性を意味することとなると反論 ると解することも、 強窃盗の常習性にすぎず、同条は強窃盗の常習者が凶器の携帯等を伴って犯行に及んだ場合を加重処罰する趣旨であ 定しており、特定の危険な方法として凶器の携帯等を列挙している。 しかし、上記②の部分は疑問である。 文理上は可能である。 それは凶器の携帯等を伴う強窃盗の「顕著な」常習性ではないと反論することは不可能では 確かに盗犯等防止法二条は、「常習トシテ左ノ各号ノ方法ニ依リ……」 もっともこのような解釈に対しては、三条は三回以上の処刑を受けた者で しかし、そこにおいて要求されている常習性は 凶器の携帯等を伴う強窃

シンプルに考えればよいであろう。 価できるが、以上で述べてきたような問題点を抱えているから、伝統的な通説のように行為者定型説が妥当であると いう観点である。すなわち、ここでは法定刑加重の実質的な根拠が問題となっているから、 不真正身分犯であると解すべきである (三生)。 行為定型説は行為責任論に基づく重要な問題提起をしていると評 常習性は行為者の属性で

(七) 立法論は措くとして、現行法を前提として考えるならば、

が人格的・性格的傾向となっていなければならず、そこにはある程度の時間的継続性が必要であるから、 (三) と判示しているが、 賭博遊技機を設置した遊技場の営業を開始し、 客と賭博をしたなど原判示の事情のもとにおいては、右遊技場の営業者に常習賭博罪の常習性を認めることができる. (八)なお、営業性がある場合について判例は、「長期間営業を継続する意思のもとに、多額の資本を投下して多数の 行為者定型説に立脚するならば、 警察による摘発を受けて廃業するまでの三日間、 賭博行為を反復累行することが習慣化されているか、それ 来場した多数の遊技 三日間程度

重要なことは刑の加重を合理的に説明できるかと

一. 議論の展望

当の 千差万別であること、 の品 味しているかは、 従つて盗犯の常習性認定と、 完全に同一なものとして理解すべきとは断言できない やしむには足りないというべきであろう」(四二と判示した裁判例もある。 る最も数多い犯罪であり、従つて窃盗罪の動機、 刑法一八六条一 以上 バリエーションが認められるから、これらを単一の加重根拠によって説明できるかという点には、 貝 の議論 種類、 刑法およびその特別法の文言に無用に多義性を持たせるべきではないが、 暴行をはじめとするそれぞれの罪の常習性を意味しているのか、 常習性の問題について、 一的に用いられてこなかったことに起因していると思われる。 は、 性質、 項におけるそれとを、前者の違反件数が莫大であり後者の違反件数がそうでないことを考慮するとき 必ずしも明らかでない 常習犯に関する総則規定が存在しないこともあって、 数量、 衆知のとおりである。 賭博罪のそれとの間に、事実認定の上において、 価格、 形態、 伝統的な責任刑の枠内では説明しきれない部分があることは否め (四: :)。 技術の有無、 とうてい賭博罪のそれとは比べものにならないということができよう。 冒頭の表で示したとおり、 方法、 (四〇)。実際、「窃盗罪については、 手口、 巧拙、 規模、 危険性の度合、 回数、 刑法およびその特別法において、 例えば、盗犯等防止法における常習概念と 常習犯加重においては、 また、暴力行為等処罰法における常習概念 それらの罪を包括した暴力的 時期、 かりに違いが生ずるとしても、 共犯者の有無、 時間、 罪質に応じて常習概念およびそ それが統計上わが国におけ 期間、 及び犯人の環境等は 頻度、 加重 場所、 ない 疑 の度合 間 別にあ 目 61 、に相 的

の加重根拠を弾力的に解釈する余地は残されているのではないであろうか。

次第では、 行為定型説・行為者定型説のどちらにも立脚することが可能であったのである。そうであるならば、 そのような習癖を有する者による賭博行為によって風俗が乱れると説明することも可能であるから、 また以上の議論は、 すなわち、保護法益を風俗と解するならば、反復累行された賭博行為によって風俗が乱れると説明することも 常習性の法的性格も異なった形で理解されるのではないであろうか。 (常習) 賭博罪の保護法益が風俗 (勤労の美風) と解されてきたことにも関係していると思わ 保護法益の解釈 その説明次第で

癖に着目する行為者定型説と軌を一にしている。そうであるならば、常習賭博罪における常習性の内実は、ギャ て健康説は、 における有力説である国民の健康を賭博罪の保護法益と解する立場(健康説)が勢力を強めると思われる 策の必要性が強調されていること、また二〇一八年七月六日のギャンブル等依存症対策基本法成立を受けて、ドイツ と解すべきでない。 法草案が常習累犯に対して不定期刑を設定していることも(草案五九条一項)、それが習癖の改善を目的としている ル依存症患者等を想定した上で、 そこで、賭博罪の保護法益について触れるならば、 このような考え方と親和性を有するであろう。 賭博行為に耽溺して依存症に陥ることを問題視するから、 IR実施法が成立してカジノ導入が目前に迫っているわが国においては、 賭博行為を反復累行する習癖と解することができるのではないであろうか。 別稿において示したとおり (四五)、 方向性としては、 もはや保護法益を勤労 賭博行為を反復累行する習 青少年対策や依 改正刑 の)美風

おわりに

で捕捉されうるから、 以上、 常習賭博罪における常習性の法的性格につい 判例 ・通説とは異なる保護法益の解釈にしたがって、 て雑駁に議 論を整理して、罪質によって常習概念が異なった形 刑罰の加重根拠も異なった形で捕捉され

罪の非犯罪化論が再燃するかもしれない。 的な検討を、 多の批判を受けることとなるであろう。なぜならば、健康説に立脚するならば刑罰よりも治療のほうが適切ではない うるという安易な着想を示した。しかし、国民の健康を保護するために常習賭博行為を加重処罰するという説明は、 であることとなるから、 正や社会復帰に資するという考え方は後退しているし(ဋせ)、常習犯に対する不定期刑の有効性も疑問視されている 刑事政策的な議論の余地が多分に存在するからである。 何より、 他日を期して行いたい。 健康説に立脚するならば、現行の(常習)賭博罪はきわめてパターナリスティックな思想に基づく規定 個人の自由を広く承認する立場から、 非犯罪化論を含めて、 単純な加重刑によって長期間社会から隔離することが 根本的な疑問を提起されることとなるであろう。 共犯との関係、 責任論全般、 罪数論も踏まえた総合 数 繑 か

なお本稿は、 早稲田大学特定課題研究助成費 (課題番号 2018K-417) による研究成果の一部である。

- (一) 川端博『風俗犯論』(成文堂、二〇〇九年) 一七二頁。
- (二) 川端·前掲一七三頁
- (三) 川端博『刑法総論講義』(第三版、成文堂、二〇一三年)七〇三頁。
- 回 藤本哲也「累犯」阿部純二ほか編『刑法基本講座〈第一巻〉 ——基礎理論、刑罰論』(法学書院、一九九二年)二四七頁。
- $\widehat{\Xi}$ M.E.Mayer, Der allgemeine Teil des deutschen Strafrechts, Lehrbuch, 2.Aufl., 1923, S.484f.
- 子 大判大一一・一二・二一刑集一巻八一一頁。同旨、最決昭四八・一・二七裁判集(刑事) 一九〇号七六九頁。
- 七 大塚仁 『刑法概説 (各論)』(第三版増補版、 有斐閣、二〇〇五年)五三三—五三四頁
- 泉二新熊 Ī 本刑法論 下巻』(第三五版、 有斐閣、 一九二四年) 四三八頁 (最新版を参照できなかった)。
- 団藤重光『刑法綱要総論』(第三版、創文社、一九九〇年)五三二頁:

- 0 最大判昭二四•一二•二一刑集三卷一二号二〇六二頁
- 最判昭二三·一〇·六刑集二卷一一号一二七五頁
- 以下に引く判例の所在は、
- 川端・前掲(一)一七六頁以下に依った。
- 以上、大判大五・二・二一刑録二二輯三〇一頁。
- 四 大判大六・一一・八刑録二三輯一一九二頁。
- <u>五</u> 大判大七・六・一七刑録二四輯八四四頁
- 二六 大判大一〇・一・二二刑録二七輯二九頁。
- (一七) 以上、最判昭二三·七·二九刑集二巻九号一〇六七頁
- <u>八</u> 最判昭二四·二·二四裁判集(刑事)七号五五三頁。
- <u>一</u>九 最判昭二六·三·一五裁判集(刑事)四一号八七一頁。
- 最大判昭二六·八·一刑集五巻九号一七〇九頁。
- 川端・前掲(一)一七八頁。ただし、判例は行為者定型説から行為定型説へと接近しているという指摘もある 広樹『累犯加重の研究』〔信山社、二〇〇五年〕三六〇頁)。 (中島
- 平野龍一『刑法概説』(東京大学出版会、一九七七年)二五二頁。
- 内田文昭『改訂 刑法 I (総論)』(補正板、青林書院、一九九七年) 二二七頁。
- 中島・前掲(二一)三五九頁。
- 豆豆 団藤重光『刑法綱要各論』(第三版、 創文社、二〇〇三年) 三五五頁
- <u>二</u>六 大塚仁『刑法概説(総論)』(第四版、有斐閣、二〇〇八年)三六五―三六六頁、 四三五頁。
- 大塚仁ほか編『大コンメンタール刑法』第九巻〈第一七四条~第一九二条〉(第三版、青林書院、二〇一三年)一五九 [中神正義=髙嶋智光]。
- 日高義博「常習賭博罪の問題点」植松正ほか『現代刑法論争Ⅱ』(第二版、勁草書房、一九九七年)三二○頁
- 中島広樹 「行為の属性としての常習性概念の問題性」『大宮ローレビュー』二号(二〇〇六年)五二頁:
- 中島・前掲(二一)二八頁
- 佐久間修 『刑法総論の基礎と応用 条文・学説・判例をつなぐ』(成文堂、二〇一五年)二七八頁。ただしこの叙述

は累犯を念頭に置いたものである。

- Schönke / Schröder Stree / Kinzig, Strafgesetzbuch Kommentar, 29.Aufl., 2014, S.801
- 西岡正樹「累犯加重と常習犯について(2・完)」『山形大学法政論叢』六三・六四号(二〇一五年)七五頁。
- 佐久間・前掲二七八頁はさらに、累犯を念頭に置いた叙述ではあるが、二重評価の問題に対して、「累犯加重では、懲 はなく、むしろ、予防や改善の見地からは、法定刑の下限を一定以上の期間にすることも考えられる」と述べる。 役刑の短期がそのままであって、単に量刑の幅を広げたにすぎない。その意味で、ただちに責任主義に反するわけで
- (三五) 西岡・前掲六九頁、七七頁。
- 中島広樹「常習累犯窃盗罪における『常習性』」小田中聰樹ほか編 法の課題』(日本評論社、二〇〇〇年)五五三頁。 『渡部保夫先生古稀記念論文集 誤判救済と刑
- (三七) 川端博『刑法各論講義』(第二版、成文堂、二〇一〇年) 六二三頁。
- (三八)最決昭五四・一○・二六刑集三三巻六号六六五頁。
- (三九) 日高・前掲三二〇頁。
- (四○)西岡・前掲八○一八一頁。
- (四一)福岡地判昭三四・一二・二六下刑集一巻一二号二七〇九頁。
- 四三 松本圭史「暴力行為等処罰に関する法律一条の三の常習性の認定と前科との関係」 『法律時報』八七巻一三号(二〇一五
- 年) 三七七頁。
- 四四四 四三 安田・前掲五九頁。 安田拓人「コメント」『判例タイムス』一三二五号(二〇一〇年)五七頁
- (四五)拙稿「賭博罪の保護法益」本誌六一号(二〇一七年)一〇一頁以下。
- (四六) ただし私見は、必ずしも健康説に立脚しない。拙稿・前掲一一八頁、 号(二〇一八年)八八一八九頁。 同 「長崎県・北海道のIR誘致活動」
- (四七) 中島・前掲 (二一) 七二頁。ただしこの叙述は累犯を念頭に置いたものである。
- (四八)藤本・前掲二四八頁。